

北陸がんのリハビリテーション研究会会則

第1章 名称及び事務局

(名称)

第1条

本会は、北陸がんのリハビリテーション研究会（以下「本会」という）と称す。

(事務局)

第2条

本会は、事務局を石川県河北郡内灘町大学1-1（金沢医科大学病院リハビリテーションセンター内）に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条

本会は、石川県のがんのリハビリテーションの質の向上を図り、リハビリテーション医療の発展及び保健・医療・福祉の充実に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) がんのリハビリテーション研修、実践セミナー等の開催
- (2) 会員相互の情報交換
- (3) その他、本会の目的達成のために必要な諸事業

第3章 会長

(会員の種類)

第5条

本会の会員は、がんのリハビリテーションおよび看護に従事する医師、看護師、理学療法士、作業療法士および言語聴覚士とする。

(入会)

第6条

会員（役員）になろうとするものは、役員会の承認を受けなければならない。

(退会)

第7条

会員は、退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

第4章 役員

(役員の種類)

第8条

本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以上、3名以内
- (3) 運営委員 各施設1名以上5名以内（会長・副会長を含む）
- (4) 監事 2名（本会の会計報告を監査する）
- (5) 事務局長 1名

(役員の職務)

第9条

- 1 会長は、会を代表して会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときの職務を代理する。
- 3 運営委員は、会務を実行する。
- 4 監事は、次の職務を行う。
 - (1) 会の会計事務を監査すること。
 - (2) 会計事務について不正の事実を発見したときに役員会に報告すること。
また、これを報告するため必要があると認めるときは、役員会の招集を請求すること。
- 5 事務局長は、次の運営・準備を行うこととする。
 - (1) がんのリハビリテーション研修、実践セミナー等の開催
 - (2) 会員相互の情報交換
 - (3) その他、本会の目的達成のために必要な諸事業

(役員を選任)

第10条

- 1 運営委員は、会員施設から推薦された者とする。
- 2 会長及び副会長は、役員会の決議によって運営委員の中から選任する。
- 3 監事は、役員会の決議によって選任する。
- 4 事務局長は、役員会の決議によって選任する。

(役員任期)

第11条

- 1 役員任期は1年とする。（ただし、再任を妨げない。）
- 2 補欠により選出された役員は、前任者の任期間とする。

第5章 役員会

(役員会の種類)

第12条

- 1 役員会は、定期役員会と臨時役員会とする。
- 2 定期役員会は、年1回開催する。
- 3 臨時役員会は、会長が必要と認めるときに招集することができる。

(役員会の定足数)

第13条

役員会は、運営委員の過半数の出席がなければ開くことができない。(ただし、委任状を提出した運営委員は、出席者とみなす。)

(役員会の招集と審議)

第14条

- 1 役員会は、会長が招集する。
- 2 役員会は、会長が議長となり、次に掲げる事項を審議し議決する。
 - (1) 事業計画、事業報告に関する事項
 - (2) 予算、決算に関する事項
 - (3) 役員の選任及び解任に関する事項
 - (4) 会則等の改正に関する事項
 - (5) 事業の運営に関する事項
 - (6) その他の重要事項

3 役員会の議事は、出席した運営委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会の議事録)

第15条

役員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 出席者数(委任状を提出した会員も含む。)
- (3) 議事の経過の概要及びその結果

第6章 会計および事業

(会計)

第16条

本会の経費は、会費及びその他の収入をもってこれに充てる。

(会費)

第17条

事業牛皮及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 会則の変更および解散

(会則の変更)

第18条

会則の変更は、役員会において出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

(解散)

第19条

本会の解散は、役員会の4分の3以上の同意を必要とする。

第8章 雑則

第20条

この会則に定めるもののほか必要な事項は、役員会の議決を経て会長が別に定める。

附則

- 1 この会則は、平成25年9月1日から施行する。
- 2 平成26年度の事業年度及び会計年度は平成26年4月1日に始まり、平成27年3月31日に終わる。

作成：2013年8月22日

改訂：2014年4月18日